

国立大学法人茨城大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、国立大学評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績に応じて学長がこれを増額し、若しくは減額できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 {
 ・地域手当を8%に引き上げた。(国の基準は10%[水戸市])
 ・基本給月額を平均0.5%引き下げた。

理事 {
 ・地域手当を4.5%から8%に引き上げた。
 ・基本給月額を平均0.5%引き下げた。

理事(非常勤) {
 ・日給額の上限を35,000円から34,900円に引き下げた。

監事 {
 ・地域手当を8%に引き上げた。
 ・基本給月額を平均0.5%引き下げた。

監事(非常勤) {
 ・日給額の上限を35,000円から34,900円に引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,322	千円 11,863	千円 4,510	千円 949 (地域手当)			
A理事	千円 14,539	千円 9,762	千円 3,696	千円 780 (地域手当) 300 (通勤手当)			
B理事	千円 14,288	千円 9,762	千円 3,696	千円 780 (地域手当) 49 (通勤手当)			

C理事	千円 13,109	千円 8,684	千円 3,301	千円 694 (地域手当) 80 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 6,560	千円 6,560	千円	千円			
A監事	千円 11,409	千円 7,797	千円 2,964	千円 623 (地域手当) 24 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 768	千円 768	千円	千円			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために、本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職した者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A	千円	年	月			該当者なし	
理事B	千円	年	月			該当者なし	
理事C	千円	年	月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事A	千円 3,882	年 4	月	H24.3.31	1	在職期間中における業績評価を行い、経営協議会において業績勘案率を「1.0」とすることを決定した。	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画で定めた人件費の範囲内で、業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進めることにより人件費の削減に努める。また、効率的な業務運営を基本として、適正な人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員及び他の国立大学法人等の給与水準を考慮し、決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の勤務評価規定に基づく勤務評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6か月以内の期間における勤務評価の結果を踏まえた勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定し、支給する。
基本給月額(昇給)	従来の特別昇給と普通昇給を統合し、昇給区分を5段階(A段階～E段階、昇給幅8号給～0号給以上)設けており、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度としている。
基本給月額(昇格)	従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の基本給月額平均0.23%引き下げに依拠し、基本給月額を引き下げた。
- ・地域手当の支給率を4.5%から8%に引き上げた。(国の基準は10%〔水戸市〕)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 757	歳 47.7	千円 8,028	千円 5,955	千円 111	千円 2,073
事務・技術	人 212	歳 42.1	千円 5,606	千円 4,235	千円 120	千円 1,371
教育職種 (大学教員)	人 471	歳 51.1	千円 9,296	千円 6,843	千円 111	千円 2,453
技能・労務職種	人 4	歳 52.3	千円 5,370	千円 4,065	千円 72	千円 1,305
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 40.4	千円 7,261	千円 5,513	千円 88	千円 1,748
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 45	歳 42	千円 6,957	千円 5,281	千円 70	千円 1,676
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 44.2	千円 5,359	千円 4,084	千円 167	千円 1,275

再任用職員	人 12	歳 62.4	千円 3,782	千円 3,219	千円 47	千円 563
事務・技術	人 10	歳 62.2	千円 3,871	千円 3,295	千円 54	千円 576
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 25	歳 54.7	千円 3,579	千円 2,814	千円 103	千円 765
事務・技術	人 21	歳 56.3	千円 3,419	千円 2,700	千円 118	千円 719
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 40.8	千円 5,024	千円 3,817	千円 26	千円 1,207
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

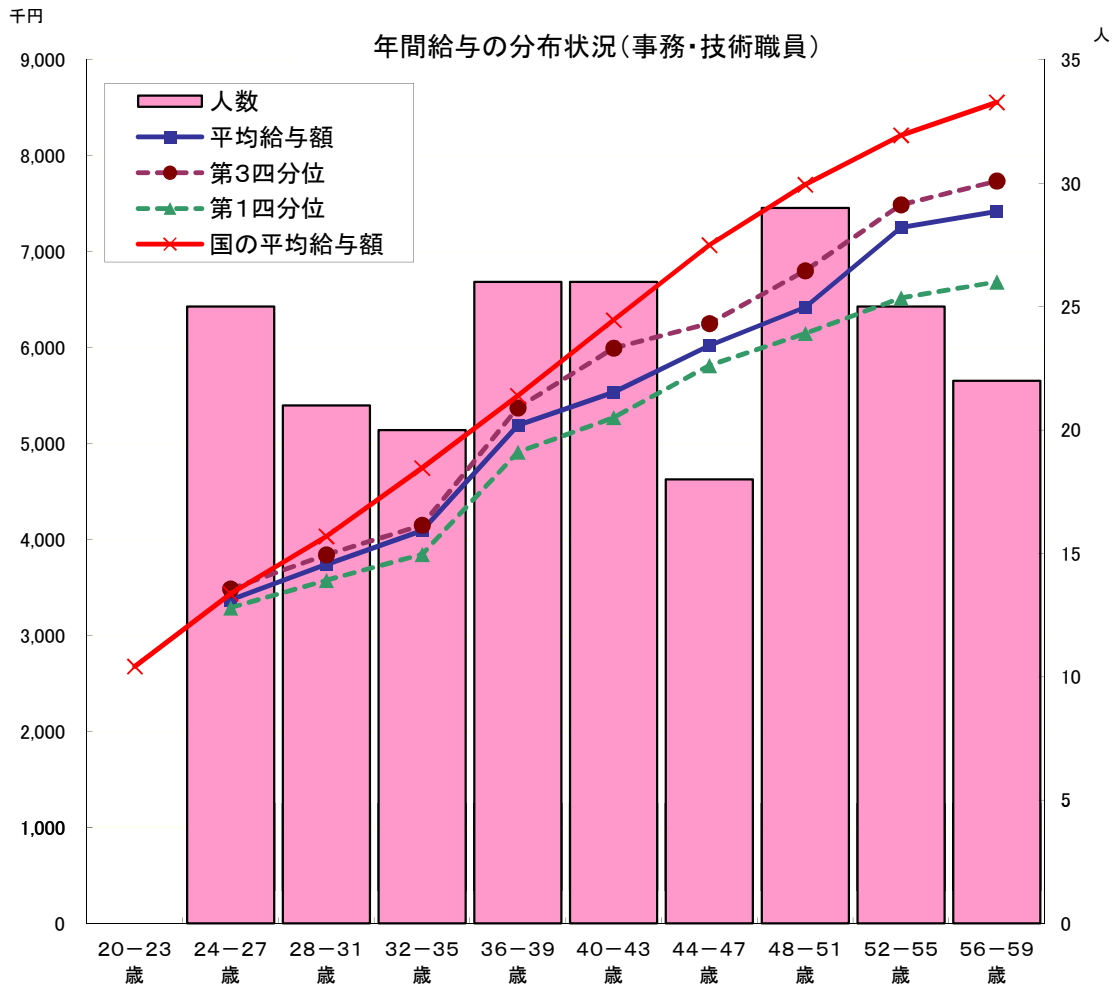
注2: 「教育職種(附属高校教員等)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4: 常勤職員の「医療職種」「教育職種(外国人教師等)」「その他医療職種(医療技術職員)」、
「在外教員」、「任期付職員」、再任用職員の「教育職種」「医療職種」、非常勤職員の「医療職種」に
ついては、該当がないため省略した。

注5: 再任用職員及び非常勤職員の「技能・労務職種」及びについては、該当者が2人以下のため、
当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は表示していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



(事務・技術職員)

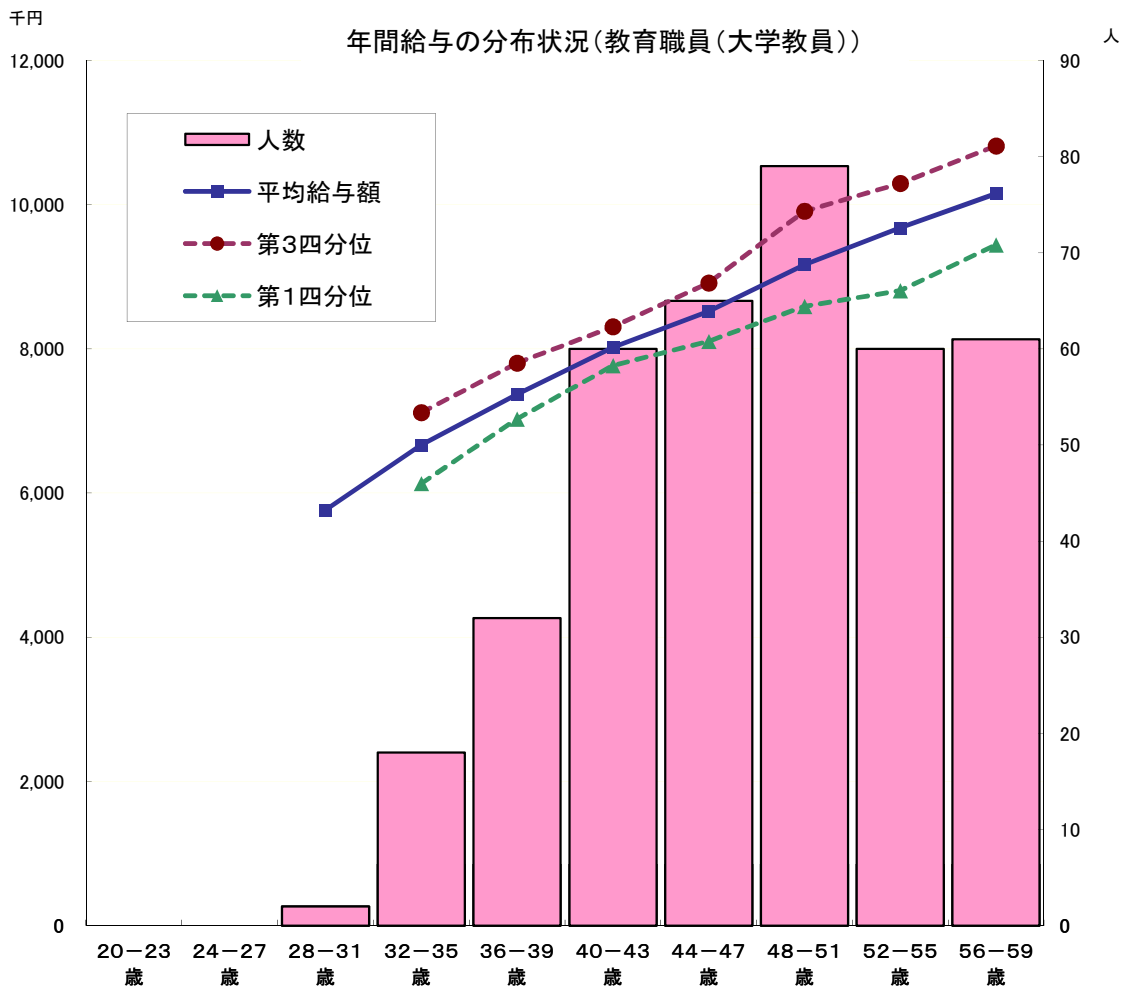
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	3	56.8	-	-	9,829	-	-
課長	16	53.4	7,578	8,383	8,072	8,383	8,383
課長補佐	34	53.3	6,617	7,085	6,805	7,085	7,085
係長	80	44.3	5,356	6,207	5,779	6,207	6,207
主任	20	39.6	4,044	5,219	4,736	5,219	5,219
係員	59	29.8	3,415	3,843	3,659	3,843	3,843

注1:「部長」については該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位は表示していない。

注2:「課長」には、課長相当職である「主幹」及び「事務長」を含む。

注3:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。



注:年齢28～31歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	252	56.1	9,540	10,259	10,865
准教授	172	45.9	7,841	8,215	8,598
講師	29	43.3	6,809	7,317	7,884
助教	13	40.3	6,018	6,314	6,565
助手	5	52.9	6,358	6,716	6,938

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐
人員(割合)	212人	30人 (14.2%)	41人 (19.3%)	84人 (39.6%)	31人 (14.6%)	19人 (9.0%)
年齢(最高～最低)		36～24歳	49～28歳	59～35歳	59～42歳	59～39歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,862～2,037千円	3,761～2,592千円	5,159～3,435千円	5,458～4,394千円	6,426～4,872千円
年間給与額(最高～最低)		3,680～2,717千円	4,913～3,459千円	6,803～4,481千円	7,315～5,946千円	8,432～6,608千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員(割合)		4人 (1.9%)	3人 (1.4%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		57～52歳	59～52歳			
所定内給与年額(最高～最低)		7,489～6,286千円	7,673～6,999千円			
年間給与額(最高～最低)		10,000～8,383千円	10,293～9,417千円			

注:7級における該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	471人	(%)	18人 (3.8%)	29人 (6.2%)	172人 (36.5%)	252人 (53.5%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)			60～30歳	62～32歳	64～33歳	64～41歳	
所定内給与年額(最高～最低)			5,479～4,346千円	6,585～4,056千円	7,327～4,494千円	9,943～5,777千円	
年間給与額(最高～最低)			7,368～5,699千円	8,794～5,489千円	9,949～6,133千円	14,088～7,806千円	

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 65.3	% 64
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.5	% 34.7	% 36
	最高～最低	% 50.3～32.7	% 45.7～29.8	% 46.1～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33	% 34.4
	最高～最低	% 42.4～32.0	% 39.4～29.0	% 39.2～30.7

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.1	% 64	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.9	% 36	% 37.4
	最高～最低	% 50.3～32.8	% 46.7～30.3	% 48.4～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.3	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.7	% 34.0
	最高～最低	% 42.4～31.9	% 39.0～29.5	% 39.5～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

88.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

100.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

102.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 88.3	
	参考	地域勘案 92.0 学歴勘案 89.3 地域・学歴勘案 92.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 62% (国からの財政支出額 9,281百万円、支出予算の総額 15,051百万円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合は62%であるが、累積欠損もなく、また、対国家公務員の指数について検証した結果、社会一般の情勢に適合しているものとする。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算) 今後も引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.6

(注)上記指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,909,767	千円 6,764,795	千円 (%) 144,972 (2.1)	千円 (%) 144,972 (2.1)
退職手当支給額 (B)	千円 706,833	千円 883,245	千円 (%) △ 176,412 (△20.0)	千円 (%) △ 176,412 (△20.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 831,002	千円 873,623	千円 (%) △ 42,621 (△4.9)	千円 (%) △ 42,621 (△4.9)
福利厚生費 (D)	千円 945,820	千円 910,808	千円 (%) 35,012 (3.8)	千円 (%) 35,012 (3.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,393,422	千円 9,432,471	千円 (%) △ 39,049 (△0.4)	千円 (%) △ 39,049 (△0.4)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

- ・給与、報酬等支給総額については前年度比2.1%の増となっているが、これは地域手当の支給率改定によるものである。
- ・最広義人件費については前年度比0.4%の減となっているが、これは退職者の減少等によるものである。

②人件費削減の取組の状況

- 中期目標:「総人件費改革」の趣旨を踏まえ、第2期期間中に人件費削減を行う。
- 中期計画:「総人件費改革」の趣旨を踏まえ、平成23年度までの人件費削減を行う。施策として以下の取組を実施する。「総人件費改革」の趣旨を踏まえた人件費削減。
平成23年度においては、基準年度(平成17年度)比11.0%の削減を果たした。

iii)人件費削減の取組の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,807,798	7,449,139	7,313,464	7,171,110	7,058,863	6,764,795	6,909,767
人件費削減率 (%)		△4.6%	△6.3%	△8.2%	△9.6%	△13.4%	△11.5%
人件費削減率(補正值) (%)		△4.6%	△7.0%	△8.9%	△7.9%	△10.2%	△8.1%

(注) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

(注) 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与決定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

(注) 平成23年度の人件費削減率(補正值)では▲8.1%という数値であるが、人勧部分の補正を考慮しない場合(実態ベース)では、▲8.3%という数値となる。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員及び職員について、平成24年4月から給与減額措置を講ずることとした。